

子育て世帯等臨時特別給付金支給事業等の専決処分について (予算：1550千円)

1. 子育て世帯等臨時特別給付金支給事業 1,500千円

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、子育て世帯臨時特別給付金の給付にあたり、3月に出生した子どもへの給付金の支給年度が新年度に属するため専決処分を行った。

給付金 100千円×15人=1,500千円

【支給額】 一人あたり10万円

【専決日】 令和4年4月1日

2. 新型コロナウイルス感染症自宅療養者等買物代行事業 50千円

令和4年2月18日より実施した、新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅での療養等を要請された世帯に対しての食買物代行について、家庭内での感染拡大が継続しており、生活を守るライフラインとして令和4年度も引き続き継続して実施するため専決処分を行った。

【対象世帯】新型コロナウイルスにより陽性者・濃厚接触者として自宅療養・自宅待機している世帯

【支援期間】 自宅療養・自宅待機の要請を受けた期間

【支援回数】 1世帯あたり週1回

【支援方法】 依頼者の要望により、江北町社会福祉協議会が生活に必要な食料品及び日用品を購入し、配達（置き配）買物代行手数料を町が負担

【実施期間】 令和4年4月1日～令和5年3月31日
1千円×50世帯を見込む

【専決日】 令和4年4月1日